

日本学生支援機構 奨学金（給付型）のご案内

1 給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

2 給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

3 奨学金の支給金額

毎月の支給額は、本人および生計維持者の前年の所得金額や資産等に基づき、毎年度10月に見直されます。

○支給金額（通信教育以外の課程）

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円	66,700円	38,300円	75,800円
第Ⅱ区分	19,500円	44,500円	25,600円	50,600円
第Ⅲ区分	9,800円	22,300円	12,800円	25,300円
第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	7,300円	16,700円	9,600円	19,000円

○支給金額（通信教育課程）

区分	(国立・公立・私立／自宅・自宅外共通)
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円
第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	12,800円

※授業形態（印刷教材、スクーリング、放送大学、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）に関わらず、上表の額（年額）が原則として年1回振り込まれます。

【第IV区分の支援について】

世帯の所得金額に基づく区分が第IV区分となった場合には、あなたの状況によって、以下のようにあなたの支援内容が変わります。

(1)あなたが多子世帯に属している場合

給付奨学金として、進学先の学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる上表の金額（月額）が支給されます。また、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、第I区分の4分の1の額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

(2)あなたが多子世帯に属しておらず、私立学校の理工農系の学科等に進学した場合

給付奨学金の支給額は0円となりますが、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

(3)上記(1)～(2)のいずれにも当てはまらない場合

給付奨学金を受けることはできず、授業料等減免の認定も受けることができません。

注1 「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が3以上である場合をいいます。

- ・あなたが奨学金申込時に申告した世帯情報にて、あなたの生計維持者の子にあたる者（あなた自身を含む）の数
- ・あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計

注2 対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページにて確認してください。

注3 あなたが多子世帯に属しており、私立学校の理工農系の学科等に進学した場合には(1)の支援になります。

4 対象機関（確認大学等）

給付奨学金の採用候補者となった人が進学して奨学金の支給を受けられるのは、下表で対象としている国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校（確認大学等）です。ただし正規の学籍で在籍する場合には限りません（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）

確認を受けた学校は、以下のリンクから確認できます。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

（表内記号の意味）

○…支給対象 ×…支給対象外 △…支給対象か否かは進学先ごとに異なる

学校種別・課程		支給の可否
大学	学部・学科	○
	通信教育課程・放送大学（※1）	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程（※1）	○
	専攻科（※2）	△
	別科	×

高等専門学校	4・5年生(※3)	△
	専攻科(※2)	△
専修学校	専門課程(※4)	○
	通信教育課程(※1)	○

- ※1 通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関わらず、年に一度、年額が一括支給されます。
- ※2 独立行政法人大学改革・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限ります。(予約採用ではなく在学採用の対象)
- ※3 高等専門学校は、4年次に編入する場合のみ予約採用の対象となります。
- ※4 専修学校高等課程、一般課程及び附帯教育は対象外です。
- ※ 海外の大学等へ進学する場合は対象外です。

5 申込資格

2025年度に大学等へ進学を希望する人で、次の(1)または(2)のいずれかに該当する人が申し込みます。

- (1) 2025年3月に初めて高等学校等(本科)を卒業予定の人
- (2) 初めて高等学校等(本科)を卒業した年度の末日から申込みを行う日までの期間が2年以内の人

※「高等学校等」について、専修学校(高等課程)は3年以上の課程に限ります。

※2024年秋季に卒業予定の人も対象になります。

※過去に大学等へ進学し給付奨学金の支給を受けたことがある人は、再度申し込むことができません。

※高卒認定試験合格(見込)者も対象になる場合があります。JASSO ホームページにてご確認ください。

※**外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限**があります。

【外国籍の人の申込資格】

・外国籍の人は、次の(1)～(6)のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

- (1) 法定特別永住者 (2) 永住者
- (3) 日本人の配偶者等 (4) 永住者の配偶者等
- (5) 定住者・・・将来永住する意思がある人
- (6) 家族滞在・・・次の①～④の条件をすべて満たす人

①日本国の小学校卒業前に日本国に初めて入国した人

もしくは日本国の小学校を卒業した人

②日本国の中学校を卒業した人

③日本国の高等学校等を卒業予定又は卒業した人

④大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人

・該当する場合、在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は「在留カード(もしくは特別永住者証明書)のコピー」の提出が必要です。

6 選考基準（学力基準・家計基準）

給付奨学金の申込みには学力基準と家計基準のすべてを満たしている必要があります。

（1）学力基準

申込時点で次の（1）又は（2）のいずれかに該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

- ①高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること
- ②将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること

（2）家計基準

あなたと生計維持者について、次の「①収入基準」及び「②資産基準」のすべてに該当する必要があります。（該当しない人は採用されません）。

①収入基準

- 【第Ⅰ区分】 あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※）の合計が100円未満であること

※支給額算定基準額＝課税標準額×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）

（100円未満切り捨て）

- 【第Ⅱ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
- 【第Ⅲ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること
- 【第Ⅳ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること

②資産基準

スカラネット入力時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上は、採用されません）。

生計維持者の人数	基準額
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

7 授業料等の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、申込みが必要ですので、詳細については、進学先の学校に問い合わせてください。

その他、詳細については、以下の「日本学生支援機構のホームページ」において確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>